

沖繩本島における海岸線利用に関する調査研究 (その2) 海岸線利用の将来と問題点

正会員 石丸紀興^{*} 同 松尾仁美^{*} 同 岡本二朗^{*}
(協同研究者) 中村誠司^{*} 準会員 武枝正孝^{*}

4. 埋立計画と問題点

海岸線を直接変えていく最大の力は、埋立・干拓である。瀬戸内海で従来多く見られた干拓は、沖繩では外海に面した地形的制約からほとんど見られないが、サンゴ礁の存在は埋立を誘発する危険性が大きい。沖繩の海岸線は瀬戸内海のそれとは逆に外海に面し、自然と人間の関わりを強く感じさせ、今まで比較的海岸線が安全に保られてきたのはサンゴ礁の発達による自然の力によるところが大きい。しかし沖繩がサンゴ礁への思惑を切りずける時、また海洋博や各種開発事業に刺激されて大型の強力な機械力・輸送力を持ち込まれる時、いとも簡単に従来の海岸線は壊られてしまうであろう。本土資本の介入は、ますますその動きを速めるであろう。今回調査した既存の埋立と埋立計画の状況をまとめたものが表-2である。これよりいくつかの問題を挙げてみよう。

①すでに総海岸線の98%を埋立海岸が占め、面積466.4ha(本島の0.4%程度)の埋立が進行した。古くからの埋立地をより細かく検討すれば、さらに高い数値となる。②従来の埋立は、那覇市におけるような港埠施設、西原村や中城村におけるような工業用地、糸満市や嘉手納村におけるような住宅地、公共用地が典型的な用途となっている。その他与那城村における海中道路の建設や排棄物の捨て場のための埋立、用途未定のまま進行している埋立もある。また基地のための埋立進捗もあるが、概して基地の埋立地利用の比率は低い。③将来の埋立について、比較的明確に埋立が考えられているものを埋立計画とし、未確定な要素の多いものを埋立構想として区分した。これによると埋立計画を有する市町村は20にもおぼろげ、埋立構想を有する市町村は10(その後新麻績郡によれば12)もある。今のところ埋立の計画・構想を有する市町村は5にすぎず、情勢の変化によってはさらに少なくなる可能性も強い。埋立計画は全部で38件、2658ha、埋立構想は13件約7081ha、合計51件、約9739haとなっている。これは既存の埋立のそれより5.7倍、15倍、計20倍もの埋立が考えられていることである。

④本調査で明らかになった埋立計画・構想の主要な目的は、大規模工業誘致、レジャー施設の進出、公共施設・商業・住宅・気候セクターの整備、中小企業の整備、老朽施設整備等である。大規模工業誘致は埋立計画で約500ha、埋立構想で7000~9000haもある。またレジャー施設については約500haの埋立計画がある。集計上多くでているものに公共施設・商業・住宅・気候セクターの整備(約1300ha)があるが、これにはかなり表向の計画が盛り込まれており、場合によっては工業施設へ転換する危険性を有していると思われる。⑤レジャー施設の設置と称して多くの埋立が進んでいる。例えば嘉手納村(6万坪)、北谷村(40万坪)、宜野湾市(30万坪、15万坪1部)、浦添市(2万坪、50万坪)等南部西海岸に多い。これは明らかに海洋博に当たってのレジャー産業の進出と思われるが、果してこれだけ多くのレジャー施設が立地しつづけるのか、また立地したとしてその地域の海岸線利用として適当なのかといった問題がある。さらにはこのようなレジャー施設を誘発する海洋博そのものの問題も無視できない。海岸線がビーチ産業として観光資本の手に渡ることには大きな問題があり、単にレクリエーション利用の増大として歓迎することはできない。⑥もしこれらの埋立計画が全て実現したとしたらどのような状況になるのか。奥備者は真剣に検討すべきであろう。自然海岸1km、半自然海岸20km、半人工海岸5kmが消滅し、埋立海岸43kmが増加する。これによって自然度は66.4%に低下する。この算定には与那城村で埋立により陸続きとなる宮城島の自然海岸が加わっているのをこれを除外すれば、新たに約10kmの自然海岸が消滅することになる。自然度の変化を現在自然度の高い市町村順に図-3のようになる。さらに埋立構想まで含めると多くの自然が失われるであろう。自

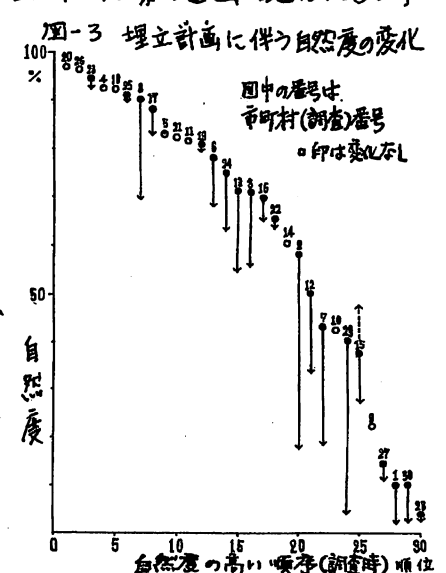


表-2 埋立の現状と計画・構想

市町村 番号	市町村 名称	既存埋立		埋立計画(構想) ^{注1}		埋立計画に伴う 海岸線の ^{注2} 変化 ^{注3}			
		件数	面積 目的	有無	件数	面積 目的	変化 ^{注2}	% ^{注3}	
1	那覇市	1	95.4 ^{ha} 那覇新港	有	4	107.0 ^{ha} ①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	自-1475. 半自-788. 敷-25 埋+5435 ①他-2538	2.5	
2	豊城村	-	-	有	1	66.0	①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	敷-2490 埋+1500	18.1
3	糸巻市	2	27.7 ^{ha} 埋立(32坪) 公有地 1420.9	有	2	273.0	①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	自-1700 敷-1450 埋+6750	55.9
4	具志堅村	-	-	無	-	-	-	92.6	
5	五城村	-	-	無	-	-	-	83.3	
6	知念村	-	-	有	1	30.7	①埋立施設	自-975 敷-175 埋+1670	68.5
7	佐敷村	1	27.1 ^{ha} 埋立施設 公有地	有(南)	2(1)	84.3	①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	自-2775 敷-350 埋+6650	18.2
8	与那原町	-	-	有	2	49.5	①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	自-675 半自-550 敷-388 埋+2040	69.6
9	西原村	1	18.6	有(南)	0(1)	-	-	22.8	
10	中城村	1	18.6	有(南)	0(1)	-	-	42.7	
11	北中城村	-	-	有(南)	0(1)	-	-	82.0	
12	美里村	2	35.5 ^{ha} 埋立施設 公有地	有(南)	3(1)	116.5	①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	自-13.3 半自-1950 敷-1015 埋+1015	33.9
13	具志川市	-	-	有(南)	2(2)	266.2	①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	自-100 半自-3390 敷-4600 埋+600	54.4
14	陽連村	1	35	有(南)	0(1)	213.7	①埋立施設	-	61.0
15	与那城村	3	9.0 ^{ha} 埋立施設 公有地	有(南)	1(1)	213.7	①埋立施設	自+2130 半自+2000 敷-1535 埋+4375	47.7 (27.4)
16	石川市	2	46.2 ^{ha} 埋立施設 公有地	有(南)	1(2)	73.1	①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	自-400 埋+200	66.9
17	金武村	1	0.5	有(南)	1(2)	46.1	①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	自-700 埋+1400	82.5
18	眞栄村	-	-	無	-	-	-	92.3	
19-A	名護市	-	-	無	-	-	-	96.3	
20	東村	-	-	無	-	-	-	78.3	
21	国頭村	-	-	無	-	-	-	82.9	
22	塩味村	-	-	有	1	5.0	①埋立施設	自-575 敷-50 埋+485	64.3
19-B	名護市	-	-	無	-	-	-	74.2	
23	今歸仁村	-	-	有	1	1.8	①埋立施設	自-525 半自-200 敷-475 埋+850	92.6
24	本部町	2	10.8 ^{ha} 埋立施設 公有地	有	3	76.4	①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	自-2100 敷-1440 埋+3720	63.2
19-C	名護市	2	7.3 ^{ha} 埋立施設 公有地	有	2	44.6	①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	自-550 半自-1975 敷-325 埋+325	45.7
25	鬼納村	1	1.2	有	1	3.3	①埋立施設	自-200 埋+600	70.4
26	読谷村	-	-	無	-	-	-	96.8	
27	新郷町	3	21.1 ^{ha} 埋立施設 公有地	有	1	3.3	①埋立施設	自-250 埋+400 敷-525	11.3
28	長谷村	1	62.7 ^{ha} 埋立施設 公有地	有	2	165.0	①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	自-5550 敷-2515 埋+2515	2.9
29	宜野湾市	1	16.7 ^{ha} 埋立施設 公有地	有	2	148.5	①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	自-1130 埋+437 敷-1130 埋+437	4.0
30	浦添市	4	44.5 ^{ha} 埋立施設 公有地	有	5	444.9	①埋立施設 ②コンテナターミナル ③遊歩道 ④米屋用地	自-700 埋+737 敷-408 埋+408	7.3
計		79	466.4		38(13)	2658.5		66.4	

注1. 有無, 件数の()内は構想分, ()外は計画分, 面積は埋立計画分のみ, 目的については埋立計画の件数順を〇内に, 埋立構想の件数順を()内に表記化する。
 注2. 埋立計画に伴って増減する海岸線の長さ。
 自=自然海岸, 半自=半人工海岸, 敷=埋立海岸, その他=その他海岸。
 注3. 埋立計画による自然度。与那城村の自然度は埋立により高台が隆起化するので増加, ()内は高台島を除いたもの。なお名護市全体の自然度は79.5%に存る。

然度の変化に際して比較的高い地圧は、やはりその水準を維持する傾向がある。④しかしすでに一定程度人工度が高くなる。さらに人工度を増大させる傾向が強い。⑤明確な方針を有する市町村は、一定の自然度の段階で歯止めをかけるようとしている。⑥埋立計画の規模は巨大化し、100万坪、200万坪、300万坪、さらには1000万坪構想まで表明されている。中でも中城町、金武町地域では、県の「長期経済開発計画」の影響からか、市町村段階でも開発へ大きな意を抱いている。中城町では港湾施設整備を、金武町では臨海工業誘致を夢としている。このような傾向に対して道庁省や工業用地セクターは、石油基地や石油精製など本土で競合しつづける施設を押しつけようとしている。⑦用地確保の埋立では存い加、道路建設に付随する海岸線の人工化がある。現在国頭村で進められている道路建設は、おろしの自然破壊をもちたっており、海洋博に関連する道路建設もその危険性をはらんでいる。⑧今や沖縄では、海洋博やそれに便した土地占め、本土資本の進出があり、利権と住民支配を目標とした巨大な動きがある。このような動きによって海岸線はたんに人地域住民から離れていっている。沖縄での地域(開発)政策も、地域住民の潜在的な要求に対応せず、巨大な動きを受け入れようとしていることに大きな問題がある。